

## 基本方針Ⅱ 地球温暖化の防止と地球環境の保全

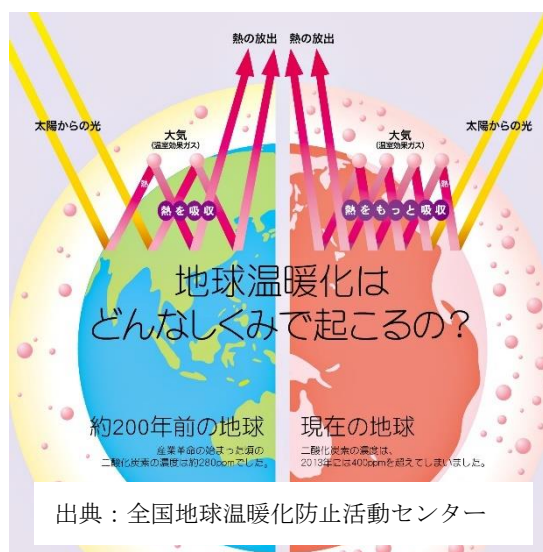
### 【環境の現況】

#### 1 地球の温暖化

地球は、太陽の光が地表面に届くことによって暖められ、その暖められた地表面の熱を宇宙空間に放出することによって冷えていきます。大気中には、二酸化炭素やメタンなど、熱を吸収する気体（温室効果ガス）があるため、地表の気温は生物にとって住みよい温度となっていました。

しかし、産業革命以来の化石燃料の大量消費によって温室効果ガスの濃度が上昇し、地表面から放射される熱が宇宙空間へ放出されにくくなり、その結果、地球の温暖化が進んでいると言われています。またこれにより、海水の膨張や極地及び高山地の氷の融解が進むことで、海面の上昇や気候帯の急激な変動が引き起こされ、人類の生活環境や生物の生息環境に広範で深刻な影響が生じるおそれがあると言われています。

図 3-2-1 地球温暖化のメカニズム



「気候変動に関する政府間パネル（以下IPCC）」が2013年9月から2014年11月にかけて承認・公表した第5次報告書では、現状における温暖化については「疑う余地がない」と表現しています。また、IPCCは世界全体の経済成長や人口、技術開発、経済・エネルギー構造などの動向について一定の前提条件を設けた複数のシナリオに基づく将来予測を行っており、2005年から2100年までの世界平均地上気温の上昇は、0.3℃～4.8℃と予測されています。

また、2018年10月に開催されたIPCC第48回総会において1.5℃特別報告書が承認・受諾され公表されました。この報告書では、現在の度合いでCO<sub>2</sub>が増加し続けると2030年から2052年までの間に気温上昇が1.5℃に達する可能性が高いこと、1.5℃と2℃上昇では生じる影響に有意な違いがあり、1.5℃を大きく超えないためには2050年前後に世界のCO<sub>2</sub>排出量を正味ゼロにする必要があること等が示されています。

さらに、2021年8月には第6次評価報告書の第1弾となる第1作業部会報告書「自然科学的根拠」が公表され、歴代の報告書の中で初めて、人間の活動が地球温暖化を引き起こしたことに「疑う余地がない」と表現しています。

2015年にフランス・パリで開かれたCOP21で「パリ協定」が採択され、2020年から本格運用が開始されました。パリ協定はIPCCの報告書を踏まえ「世界の平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保ち、1.5℃に抑える努力をすること」、「そのため、できるかぎり早く世界の温室効果ガス排出量をピークアウトし、21世紀後半には、温室効果ガス排出量と吸収量のバランスをとること」が長期目標として掲げられています。

また、2021年にイギリス・グラスゴーで開催されたCOP26では、「グラスゴー気候合意」が採択され、世界共通の認識としてより厳しい1.5℃目標を追求する姿勢が明確化や、石炭火力発電の段階的な削減及びCO<sub>2</sub>排出クレジット取引のルールについての合意等がなされました。

我が国においては2016年5月13日に閣議決定された「地球温暖化対策計画」にて、2030年度に2013年度比で温室効果ガスを26%削減する中期的目標と、2050年度までに80%削減する長期的目標を示してきました。しかしながら、IPCCの1.5℃特別報告書を受けて、国では「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」を2019年6月11日に閣議決定し、ビジョンとして最終到達点としての「脱炭素社会」を掲げました。さらに、2020年10月26日の内閣総理大臣所信表明演説においては、2050年までに温室効果ガスの排出を国全体として実質ゼロにする「カーボンニュートラル」を目指すことが宣言されています。

同年11月には衆議院及び参議院の本会議で「気候非常事態宣言決議案」が採択され、12月には国・地方脱炭素実現会議が開催されました。この会議では2030年までに少なくとも100カ所の「脱炭素先行地域」をつくることなどを示した「地域脱炭素ロードマップ」が2021年6月9日に策定され、国と地方が連携した取り組みを進めるとしています。

また、ロードマップ策定にあたっては、地球温暖化対策推進法の一部を改正する法案が2021年5月26日に閣議決定され、地方における再生可能エネルギーの導入促進に関する枠組みが拡充されました。さらにCOP26開催に先立ち改訂された地球温暖化対策計画も2021年10月22日に閣議決定され、同年4月に表明した「2030年度において2013年度比で温室効果ガス46%削減を目指すこと、さらに50%の高みに向けて挑戦を続けること」を踏まえた計画となっています。

地方自治体においては、2050年に温室効果ガス（またはCO<sub>2</sub>）排出量を実質ゼロにすることを目指す旨を表明した自治体を「ゼロカーボンシティ」として環境省が位置付ける取り組みが進められており、2021年11月30日時点で492の地方自治体が宣言しています。

釧路市でも2021年2月26日の市長による市政方針演説において、ゼロカーボンシティの宣言を行いました。さらに、同年3月にはこの方針を踏まえ、釧路市地球温暖化対策地域推進計画を包含する「第2次釧路市環境基本計画」を策定し、2050年にCO<sub>2</sub>排出量実質ゼロを目指すとしています。

これらの目標を達成するには、市民一人一人が、現在の状況を認識し、市民生活や事業活動において、さらに環境負荷の少ない行動を起こすことが求められています。

表3-2-1 日本の温室効果ガス総排出量 (単位：百万 t-CO<sub>2</sub>)

年度	1990 (H2)	2013 (H25)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)
温室効果ガス総排出量	1,275	1,480	1,304	1,291	1,247	1,212

※ 各種統計データの年報値の修正、算定方法の見直し等により、以前の数値も再計算されています。

## 2 オゾン層の破壊

地球の大気中には、オゾンと呼ばれる物質が上空20kmから40kmの範囲に集中的に存在しています。このオゾン層は、太陽の光に含まれる有害な紫外線のほとんどを吸収し、私たち人類が皮膚ガンや白内障になったり、免疫力が低下したりすることを防ぐなど、地球上の生物を守る重要な役割を持っています。しかし、冷媒や溶剤に利用されるフロン類がオゾン層を破壊することが分かったため、昭和62年に採択されたモントリオール議定書により、世界的にこれらの廃止を進めてきました。日本では、「特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律（オゾン層保護法）」を制定し、特定フロン等の生産や輸出入を全廃しました。しかし、現在使用されているエアコン・冷蔵庫には、生産中止以前に製造されたものもあり、それらを廃棄する際にはフロンの回収に留意することが求められています。このような取り組みが進められた結果、近年オゾン層の回復が観測され、平成28年にはアメリカ合衆国の研究グループより「オゾン層は回復に向かっている」と結論付ける論文も発表されました。

ですが一方でフロン類の代わりに用いられるようになった代替フロンは、強力な温室効果ガスとして地球温暖化の原因物質となります。そのため平成28年10月にルワンダ・キガリで開催されたモントリオール議定書第28回締約国会合（MOP28）にて議定書が改正（キガリ改正）され、平成31年1月1日に発行されました。この改正は、代替フロンの生産・消費を今後30年間に80%以上削減することを目指しており、日本も平成30年12月に批准しています。これに基づき国内でもオゾン層保護法を改正するなどして、代替フロンへの規制が進められています。

## 3 酸性雨

酸性雨は、化石燃料の燃焼などに伴って生成された硫黄酸化物や窒素酸化物などにより、酸性化（pH5.6以下）した雨のことを言います。

環境省では昭和58年度から酸性雨モニタリングを実施しており、現在も日本の降水は酸性化した状態にあることが確認されています。ただし、近年は中国の大気汚染物質の排出量の減少とともにpHが上昇（酸の低下）している兆候が見られており、森林生態系についても、大気汚染が原因とみられる森林の衰退などは、現状では確認されていません。

しかしながら、酸性物質の蓄積により急激に酸性化による影響が発現される可能性もあることから、引き続きモニタリングが実施されています。

※ 環境省「越境大気汚染・酸性雨長期モニタリング報告（平成25～29年度）」より。

## 4 海洋汚染

海は、地球の面積の約7割を占めており、地球上の動植物の起源であり「生命の母」と呼ばれています。海洋中の多種多様な植物は光合成により地球上の酸素の約30%を供給し、多くの魚介類や海藻類などは人間の食料にもなっています。また、大気との相互作用により、気候に影響を及ぼすなど地球上のすべての生命を維持する上で不可欠な要素となっています。

海は、これまで、人間が廃棄したものを受け入れその自浄能力により浄化してきましたが、近年の人間の活動による負荷が海の浄化能力を超え、汚染が問題となってきています。

令和2年に海上保安庁が確認した海洋汚染の件数は453件（前年比21件増）であり、うち油による汚染が約6割となっています。また、船舶からの油排出は、船種別では漁船からの排出が最多となっています。

油による汚染対策については、海事・漁業関係者を対象とした初歩的なミス等による油排出に対する注意喚起を促すための各種指導が推進されています。

※ 海上保安庁「令和2年の海洋汚染の現状について」（令和3年2月17日）より。

### 【施策の推進状況】

#### 1 地球温暖化防止・地球環境保全への貢献

##### (1) 釧路市地球温暖化対策地域推進計画

###### ① 釧路市地球温暖化対策地域推進計画の策定

市、市民、事業者が協働して温暖化対策を推進することにより、国の温室効果ガス削減目標の達成に寄与し、環境負荷の小さい地域づくりを目的として、2011年3月に「釧路市地球温暖化対策地域推進計画」を策定しました。本計画では、二酸化炭素排出量を2020年度までに1990年度比で、11.4%削減することを目指します。

なお、令和2年に資源エネルギー庁が公表している「総合エネルギー統計」の集計方法が変更されました。この統計値の変更等に伴い、当市の二酸化炭素排出量の主な算定根拠となる「都道府県別エネルギー消費統計」も再集計され、令和3年12月に公表された統計値は平成2年度まで遡って変更されています（平成3～平成16年、平成18年を除く）。このため、表3-2-2に示す当市の二酸化炭素排出量についても、これに伴い遡って変更しています。

令和3年3月より、本計画は第2次釧路市環境基本計画に統合され策定されました。目標年度を2030年度とし、2013年比で26%の削減を目指します。

表3-2-2 本市の二酸化炭素排出量

（単位：千 t-CO<sub>2</sub>）

年度	1990(H2) 基準年度	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 目標年度
推計値 (当初計画値)	2,442 (2,252)	2,014	1,921	1,898	1,843	1,773	2,164 (1,996)

※ 算出方法は「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（算定手法編）Ver1.0[平成29年3月環境省発行]」による。

※ 2020年度の排出量は、統計数値が未発表のため、推計不可。

###### ② 釧路市地球温暖化対策地域協議会の設置

上記計画の推進を目的に、日常生活に関する温室効果ガスの排出の抑制に関し必要となるべき措置について協議するため、平成23年11月より釧路市地球温暖化対策地域協議会を設置しています。

##### (2) 市有施設への太陽光発電システム導入

本市では、令和2年度までに児童センター、体育施設、市立小中学校の20カ所へ太陽光発電システムを導入しています。

表3-2-3 市有施設への太陽光発電システム導入状況

施設名	最大出力 (kW)	竣工時期
昭和中央児童センター	6	H18. 1
湿原の風アリーナ	10	H20. 9
湖畔小学校	10	H23. 11
中央小学校	10	H24. 11
釧路小学校	10	H24. 12
城山小学校	10	H27. 2
桜が丘小学校	10	H27. 2
春採中学校	10	H27. 2
鳥取中学校	10	H27. 2
鳥取小学校	10	H27. 3
共栄小学校	10	H27. 3
武佐小学校	10	H27. 3
昭和小学校	10	H27. 3
美原小学校	10	H27. 9
興津小学校	10	H27. 11
桜が丘中学校	10	H28. 1
山花小中学校	5	H28. 2
鶴野小学校	10	H28. 3
大楽毛中学校	10	H28. 6
阿寒湖義務教育学校	10	R2. 12
市有施設合計	191	-

### (3) 省エネ・再エネ設備の設置促進

本市では、平成27年度より住宅用省エネ・再エネ設備の設置促進を目的とした補助制度として、ecoライフ促進支援事業補助金制度を実施しています。この補助金を活用した令和2年度の設置実績等は表3-2-4のとおりです。

表3-2-4 設備別補助実績

対象設備	補助額	交付件数
潜熱回収型ガス給湯暖房機	30,000円	10件
CO <sub>2</sub> 冷媒ヒートポンプ給湯機		0件
高効率石油給湯機		0件
ヒートポンプ式暖房	60,000円	18件
家庭用燃料電池	150,000円	2件
定置用蓄電池	80,000円	15件
ガスコジェネレーションシステム	60,000円	10件
木質ペレットストーブ	上限100,000円 (本体費用に2分の1を乗じて得た額)	0件

### (4) バイオマスの利活用

#### ① 消化ガスの有効利用

古川処理場と大楽毛処理場において、下水道の処理過程で発生する消化ガス（メタン）を、処理場の熱源としてボイラー等に利用しています。令和2年度は1,776,726Nm<sup>3</sup>の消化ガスを利用しました。

#### ② バイオディーゼル燃料（BDF）推進の協力

本市では、ごみの減量や未利用資源のリサイクルを推進するため、家庭から排出される廃てんぷら油の回収に協力しています。再資源化事業者が回収した廃てんぷら油は、バイオディーゼル燃料（BDF）にリサイクルされています。

### ③ 木質ペレットの利用

本市では、地球温暖化防止に有効なペレットストーブを多くの市民に知ってもらうため、市役所本庁舎1階ロビーと音別町行政センター1階に実物を設置しています。木質ペレットを燃料とするペレットストーブは、燃焼時に二酸化炭素が排出されますが、木の成長過程で吸収した二酸化炭素と相殺されるため、二酸化炭素総量の増減には影響しません。

## (5) 新エネルギーの研究

本市では、工業技術の研究開発や、技術者の技術向上を図るため、釧路工業技術センターを設置しています。釧路工業技術センターでは、民間事業者の依頼によりバイオマスの熱利用事業化支援、新エネルギーを活用した製品開発支援等を行いました。

## (6) 自動車対策

### ① エコドライブ

本市では、自動車からの二酸化炭素排出量を削減するため、アイドリングストップ等の環境負荷の軽減に配慮して自動車を使用するエコドライブの普及・推進に努めています。令和2年度は市民を対象にした出前講座にて、エコドライブの紹介を行いました。

### ② 乗合タクシーの運行

本市では、人口密度の低い郊外部等の路線バスの採算性の確保が困難となっている地域について、乗合タクシーの活用など地域の実態に即した公共交通体系の検討を行っています。

平成22年12月から、阿寒町布伏内地区において、路線バスから予約制の乗合タクシー（運行率33.0%）へ転換、令和2年10月からは新たに桂恋・三津浦地区において予約制の乗合タクシー（運行率7.9%）の運行を始め、利便性を損なうことなく、環境負荷の低い公共交通体系を確保しています。

### ③ 低公害・低燃費車の導入

本市では、共用車への低公害・低燃費車の導入に取り組んでおり、令和2年度は、低公害・低燃費車をリースにより2台、購入により1台を更新しました。今後も、ハイブリッド車や低公害車・低燃費車の導入を進めていきます。

## (7) 地産地消の推進

地産地消は、地域の大切な産業を育て雇用を確保することが本来の目的ですが、地域外からの輸送と比較して温室効果ガスの排出が少なく、環境にも優しい取り組みです。

### ① 地産地消くしろネットワーク

地産地消の活動に地域一体となって継続して取り組むため、地域の中核的な推進組織を目指し、平成16年に生産者、流通事業者、支援団体等による「地産地消くしろネットワーク」（事務局：市産業推進室）を設置しました。

令和2年度は、地産地消親子イベント1回実施、小学校への出前授業7回実施しました。

### ② 地元材の活用

本市は面積の約74%を森林が占めており、この豊かな森林資源を活用する取り組みを推進するため、平成22年に「釧路森林資源活用円卓会議」を設置し、令和2年度は全体会議を1回開催しました。

また、地域材を高次加工し、それを地域内で利用する体制整備を目標とした「くしろ木づなプロジェクト」を実施し、商品開発や人材研修、普及啓発イベントを行いました。

## (8) 環境家計簿の普及

家庭における省エネルギーを通じて温室効果ガスの発生を削減させる環境家計簿の普及を進めています。本市では、環境月間パネル展と地球温暖化防止月間パネル展において配布するとともに、環境家計簿を利用した家庭でできる地球温暖化対策について出前講座を行っています。

表3-2-5 環境家計簿配布部数

年度	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)
配布部数	354	362	363	271	14

### (9) グリーン購入の推進

リサイクル製品や省エネ型製品等の環境負荷の小さい製品やサービスを積極的に購入するグリーン購入は、地球環境保全を進めるうえで重要な取り組みです。本市が購入する物品等においても、「国等による環境物品等の調達の推進に関する法律（グリーン購入法）」に基づき、「釧路市グリーン購入推進基本方針」を定め、グリーン購入を進めています。

### (10) 釧路市地球温暖化防止実行計画

「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、地方公共団体は、当該団体の事務及び事業に関し、温室効果ガスの抑制のための措置に関する計画を策定することが義務付けられており、本市においても「釧路市地球温暖化防止実行計画」を策定し、取り組みを進めています。

平成30年度より第4期となった本計画は、二酸化炭素排出量を令和4年度までに平成25年度比で、21.2%削減することを目指すものです。令和2年度の二酸化炭素排出量は平成25年度比で22.8%の削減となっており、目標を達成しておりますが、引き続き温室効果ガスの抑制に努めていきます。

表3-2-6 本市の事務事業における温室効果ガス排出量 (単位：t-CO<sub>2</sub>)

		2013 (H25) (基準年)	2020 (R2)	基準年比率 (2020 (R2))
二酸化炭素	電気	43,508	29,860	▲31.4%
	A重油	12,842	8,724	▲32.1%
	都市ガス	3,318	4,924	48.4%
	熱供給	2,634	2,936	11.5%
	灯油	3,073	3,777	22.9%
	軽油	762	770	1.1%
	ガソリン	535	470	12.1%
	LPG	149	111	▲25.5%
	計	66,821	51,572	▲22.8%
	メタン	1,575	2,700	
	一酸化二窒素	1,588	1,386	
	HFC	2	4	

※ メタン、一酸化二窒素、HFCの排出量は、地球温暖化係数による二酸化炭素換算値。

### (11) エネルギーの使用の合理化等に関する法律（以下、省エネ法）の取り組み

#### ① 中長期計画書及び定期報告書

平成22年4月、保有施設のエネルギー消費量（原油換算）が年間1,500kL超の特定事業者に対し、エネルギー使用原単位の年1%以上の低減を目標に、中長期計画書及び定期報告書の提出を義務付ける省エネ法が施行され、釧路市では、市長部局、教育部局、水道部局の3部局で特定事業者の指定を受けました。

また、平成26年4月1日より省エネ法が一部改正され、電気の需要の平準化の推進の措置が追加され、新たな評価指標として電気需要平準化評価原単位が策定されました。

釧路市ではエネルギー使用量の多い市有施設を調査、効果のある設備改修、運用改善等を進めており、省エネルギーの推進に努めています。

表3-2-7 部局別 過去5年度間のエネルギーの使用に係る原単位の変化状況

	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	5年度間平均
市長部局 対前年度比 (%)	103.8	92.5	96.0	100.2	98.2	96.7
教育部局 対前年度比 (%)	102.3	99.7	96.1	99.9	102.5	99.5
水道部局 対前年度比 (%)	94.2	110.4	98.4	94.1	102.8	101.2

※ エネルギーの使用に係る原単位は、電気やガス、重油等のエネルギーを原油換算した値にエネルギーの使用量と密接な関係をもつ値で除した数値となります。ここでは、各部局でエネルギーの使用量と密接な関係をもつ値に用いている単位が延床面積や配水量等であるため、部局別でエネルギーの使用に係る原単位を比較することが難しいため、各部局での対前年度比のみを掲載しています。

表3-2-8 部局別 過去5年度間の電気需要平準化原単位の変化状況

	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	5年度間平均
市長部局 対前年度比 (%)	103.7	91.8	95.6	99.8	98.2	97.8
教育部局 対前年度比 (%)	102.0	99.8	96.0	98.7	102.1	99.1
水道部局 対前年度比 (%)	94.2	110.3	98.4	94.9	102.0	101.2

※ 電気需要平準化評価原単位はエネルギーの使用に係る原単位と同様に、各部局でエネルギーの使用量と密接な関係をもつ値に用いている単位が延床面積や配水量等であるため、部局別でエネルギーの使用に係る原単位を比較することが難しいため、各部局での対前年度比のみを掲載しています。

## ② 事業者クラス分け評価制度

平成28年度より更なるエネルギーの使用の合理化を促すため、「事業者クラス分け評価制度」が開始され、前年度に提出した定期報告書を基に、全ての事業者がS・A・B・Cの4段階へクラス分けされ、クラスに応じたメリハリのある対応が実施されることになりました。

令和2年度については、市長部局がSクラス（優良事業者）と評価され、経済産業省のホームページにて公表されています。

## (12) 二酸化炭素の吸収源対策

地球温暖化を防止するためには、排出削減だけでなく森林等による二酸化炭素の吸収源対策も重要です。本市では、市有林の造林や除・間伐を行っています。（10ページ参照）

## (13) 酸性雨対策等

酸性雨対策につながる取り組みとして、公害防止協定を締結している工場の監視・指導を行っています。また、広報やホームページなどを用いて、野焼き防止及び小型焼却炉使用防止の啓発を行い、発生源者へは口頭での指導を行っています。

## (14) フロン対策

フロン類の確実な回収や処理を目的にしている「フロン回収・破壊法」が改正され、フロン類に係るすべての主体に対して取組を促していく「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）」が平成27年4月に施行されました。これにより、業務用冷凍空調機器の管理者はフロン類の漏えい防止に取り組み、一定量以上の漏えいを生じさせた場合、管理する機器からのフロン類の漏えい量を国に対して報告することを求められています。令和2年度につきましては、一部施設にて漏えいはあったものの、国への報告を要する量には至っていません。

### (15) 海洋汚染対策

海洋汚染の防止を目的として、廃網、ロープ、ワイヤーなどの処理を行っており、令和2年度は117tの処理を実施しました。

また、海洋プラスチックごみ問題については、地球規模での環境汚染が国際的にも懸念されています。政府も「プラスチック・スマート」を旗印に幅広い主体が連携協働して取組を進めていくよう、ロゴマークを設定するなどしてキャンペーンを展開しており、当市もこれに賛同しています。

さらに、これに関連し日本財団・環境省が5月30日（ごみゼロの日）～6月8日（世界海洋デー）前後までを「海ごみゼロウィーク」と定め、海洋ごみ削減に向けた全国一斉の清掃活動を推進しています。

表3-2-9 釧路市内における海ごみゼロウィーク 活動状況

実施年	実施団体名	開催場所	実施日	参加人数	ごみ袋回収数
2019年	釧路市マチをきれいにする推進協議会	釧路市中心部	5/25	190	可燃 190 枚 不燃 25 枚 PET25 枚 (合計 240 枚)
	釧路市役所課長会	音別海岸	6/29	38	可燃 28 枚 不燃 0 枚 PET10 枚 (合計 38 枚)
	釧路市マチをきれいにする推進協議会	釧路市中心部	9/28	251	可燃 210 枚 不燃 25 枚 PET25 枚 (合計 260 枚)
2020年	NPO 法人 阿寒観光協会まちづくり推進機構	阿寒町 「あかん遊久の里 鶴雅」前～湖畔遊歩道	9/12	30	可燃 5 枚 不燃 10 枚 (合計 15 枚)

※ 海ごみゼロウィーク公式ホームページに掲載されている活動報告より抜粋しています。



「プラスチック・スマート」のロゴマーク



#### (16) COOL CHOICE（クールチョイス）

政府は2015年6月に2030年度の温室効果ガスの排出量を2013年度比で26%削減するという目標を掲げ、その達成に向けて政府だけでなく、事業者や国民が一致団結して「COOL CHOICE」を旗印に国民運動を展開すると発表しました。皆が一丸となって温暖化防止に資する選択を行ってもらうため、統一ロゴマークを設定し、政府・産業界・労働界・自治体・NPO等が連携して、広く国民に呼びかけています。

釧路市においても、2017年4月1日付で「COOL CHOICE」に賛同する市長宣言を行っており、市民、事業所、団体と連携しながら地球温暖化対策の取り組みを推進していきます。



「COOL CHOICE」の統一ロゴマーク